

○四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、補助の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)において既設の単独処理浄化槽又はくみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽に設置換え(以下「転換」という。)する者に対し、予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号)及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する50人槽以下の浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90パーセント以上かつ放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。ただし、10人以下の浄化槽にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。)に適合する機能を有し、かつ、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度(以下「保証制度」という。)に基づき保証登録されたものとする。
- (3) 集会施設 四街道市市民自治組織助成金交付規則(昭和59年規則第1号)第2条第1項に規定する市民自治組織がコミュニティ活動のため常時使用する施設をいう。
- (4) 高度処理型合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する50人槽以下の浄化槽であつて、かつ、ア及びイに該当するものをいう。
 - ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽又はBOD除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) N20型 放流水の総窒素濃度(以下「T-N」という。)の日間平均値が1リットル当たり10ミリグラムを超え20ミリグラム以下の機能を有するもの
 - (イ) N10型 放流水のT-Nの日間平均値が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能を有するもの
 - (ウ) P型 放流水の総磷濃度(以下「T-P」という。)の日間平均値が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するもの
 - (エ) N&P型 放流水のT-Nの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下かつT-Pの日間平均値が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するもの
 - (オ) BOD型 BOD除去率が97パーセント以上かつ放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり5ミリグラム以下の機能を有するもの

イ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会で登録を受けたものであること。

(5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)による改正前の浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

(6) くみ取便所 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 29 条に規定する構造を有するものをいう。

(補助対象区域)

第 3 条 補助対象区域は、次に掲げる区域とする。ただし、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)に基づく土地区画整理事業の施行区域は、補助対象区域としない。

(1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項又は第 25 条の 23 第 1 項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の区域

(2) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域

(補助金の交付対象者)

第 4 条 この告示に基づき補助金を受けることができる者は、補助対象区域において自己の居住の用に供する住宅又は集会施設に既設の単独処理浄化槽又はくみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽に転換する者とする。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認を受けずに、高度処理型合併処理浄化槽に転換する者

(2) 販売の目的で高度処理型合併処理浄化槽付き住宅を建築(増築及び改築を含む。)する者

(3) 当該住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(4) 当該住宅を売却する者

(5) 市税を滞納している者及び当該者と同一世帯に属する者が市税を滞納しているもの

(6) 集会施設に、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽に転換しようとする者で、当該浄化槽の転換に要する費用の全部又は一部を転換しようとする者以外の者から助成を受けるもの

(補助金額)

第 5 条 補助金の額は、高度処理型合併処理浄化槽の転換に要する費用の額とし、別表人槽区分に応じ、それぞれ同表高度処理型合併処理浄化槽の型の欄に掲げる額を限度とする。

(補助金交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ高度処理型合併処理浄化槽補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 2 項の規定による審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の写し
 - (2) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (3) 高度処理型合併処理浄化槽の設置場所の案内図
 - (4) 転換に係る見積書及び工程表の写し
 - (5) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(国庫補助指針に適合する 10 人以下の浄化槽に限る。)
 - (6) 保証登録証(保証制度により登録したもの。)
 - (7) 高度処理型合併処理浄化槽の構造図
 - (8) 高度処理型合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
 - (9) 申請者が属する世帯全員の住民票の写し及び市税の滞納がないことを明らかにする書類(集会施設に係る申請の場合を除く。)
 - (10) 工事請負契約書の写し
 - (11) 既設の単独処理浄化槽から転換する場合は、転換計画書(単独処理浄化槽)(様式第 1 号の 2)及び転換前の単独処理浄化槽の設置状況に係る写真
 - (12) 既設のくみ取便所から転換する場合は、転換計画書(くみ取便所)(様式第 1 号の 3)及び転換前のくみ取式便所の設置状況に係る写真
 - (13) 現場監督者の浄化槽設備士免状の写し
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請書は、高度処理型合併処理浄化槽転換工事の着工前であつて、かつ、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日から 12 月 28 日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した者に対しては高度処理型合併処理浄化槽補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、不交付を決定した者に対しては高度処理型合併処理浄化槽補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)によりそれぞれ通知するものとする。

(承認申請)

第 8 条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該申請の内容に変更が生じたとき又は補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)を中止若しくは廃止しようとするときは、高度処理型合併処理浄化槽変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、高度処理型合併処理浄化槽変更(中止・廃止)承認通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(工事の立合い検査等)

第 9 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、高度処理型合併処理浄化槽本体の据付け時及び工事完了時に浄化槽設備士(浄化槽法第 2 条第 10 号に規定する浄化槽設備

士をいう。)の立会いのもと、検査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の検査のほか必要と認めるときは、高度処理型合併処理浄化槽の転換工事の状況を確認することができる。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業完了後1か月以内又は3月20日のいずれか早い日までに高度処理型合併処理浄化槽実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 工事費請求書の写し
- (3) 施工状況に係る報告及び写真
- (4) 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書類
- (5) 浄化槽法第10条及び第11条第1項の規定を遵守することを誓約する書類
- (6) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、浄化槽保守点検業者が浄化槽法第11条第1項の水質に関する調査の受検手続を行うことを証する書類(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあつては、当該受検を契約したことを証する書類)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付すべき額を確定し、高度処理型合併処理浄化槽補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、高度処理型合併処理浄化槽補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成元年4月1日から施行する。

(平成23年度における補助対象の高度処理型合併処理浄化槽及び補助金額の特例)

- 2 平成23年度における補助対象の高度処理型合併処理浄化槽について、別表に規定するN20型の適用については、第2条第4号ア(ア)ただし書の規定にかかわらず、平成23年度中に新設するN20型にあつても補助の対象とする。ただし、当該新設するN20型に係る補助金の額は、5人槽にあつては222千円とし、6人から7人槽にあつて

は243千円とし、8人から10人槽にあつては288千円とし、11人から20人槽にあつては546千円とし、21人から30人槽にあつては930千円とし、31人から50人槽にあつては1,248千円とする。

(平成25年度における実績報告の特例)

- 平成25年度における実績報告書の提出に限り、第10条第6号の規定にかかわらず、やむをえない事情により、浄化槽保守点検業者が浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査の受検手続を行うことを証する書類を添付することができない場合にあつては、当該受検を契約したことを証する書類を添付することによりこれに代えることができるものとする。

(有効期限)

- この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成元年告示第75号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成元年告示第135号)

この告示は、公示の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成4年告示第30号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年告示第51号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年告示第163号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の四街道市合併処理浄化槽補助金交付要綱の規定は、平成6年8月1日から適用する。

附 則(平成10年告示第66号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年告示第71号)

(施行期日)

- この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後の四街道市合併処理浄化槽補助金交付要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

附 則(平成15年告示第67号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第45号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第58号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 176 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 44 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 43 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 49 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 43 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年告示第 63 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 2 年告示第 61 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 52 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年告示第 156 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 5 年告示第 42 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、公示の日から施行する。

別表(第 5 条第 1 項)

(単位：千円)

人槽区分	高度処理型合併処理浄化槽の型			
	N 2 0 型 ・ P 型	N 1 0 型	N & P 型	B O D 型
5 人槽	3 6 0	4 7 4	5 2 8	4 8 9
6 人～7 人槽	4 6 2	5 7 0	6 9 3	6 5 4
8 人～50 人槽	5 8 5	7 2 3	9 6 3	9 0 3